

(証券コード 5979)

2021年6月10日

株 主 各 位

三重県三重郡朝日町大字縄生81番地

カネソウ株式会社

代表取締役社長 近 藤 健 治

第44期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第44期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月24日(木曜日)午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 三重県三重郡朝日町大字縄生81番地
当社本社4階 大会議室
3. 目的事項
報告事項 第44期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役(監査等委員である者を除く。)11名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 会計監査人選任の件
第7号議案 退任取締役に對し退職慰労金贈呈の件
第8号議案 退任監査等委員である取締役に對し退職慰労金贈呈の件

4. 株主様へお願い

2021年6月25日（金）第44期定時株主総会にあたり、新型コロナウイルス感染症拡大に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内申し上げます。株主様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染が懸念される状況が続いております。株主様の感染リスクを避けるため、郵送による議決権行使をご推奨申し上げます。

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、疾患の影響が大きいとされる、ご高齢の方、基礎疾患のある方などにおかれましては、ご来場に関して特に慎重なご判断をお願い致します。

本株主総会の運営スタッフ及び出席役員等は、マスク着用で対応をさせていただきます。

本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kaneso.co.jp>) にて、修正後の内容を掲載させていただきます。

事 業 報 告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期における国内経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済や社会活動が大きく制限された影響から急速に悪化しました。感染症防止に向けた取り組みが続き、段階的な制限解除など経済活動の再開が進められ、持ち直してまいりました。しかしながら再三にわたる感染症拡大が続き、現下におきましても再拡大が続くなど、先行きの見通しは依然として、予断を許さない状況にあります。当社の主要な市場であります建設関連業界におきましては、新規着工件数の減少や、工事の遅延、及び工事の一部停止などの影響から、民間設備投資も回復途上ながら低調に推移したことから、受注環境は低位な状況となりました。また、材料価格をはじめとするコスト環境の変動や労働環境の変化など、取り巻く事業環境は厳しい状況が続きました。その結果、売上高は、64億96百万円（前年同期比14.7%減）となりました。製品分類別における状況は次のとおりであります。

鉄鋼器材は、外構、街路関連工事が低位な状況が続き、外構・街路関連製品が減少し、建築工事関連も建築着工件数が低下したことから、雨水排水・防水関連製品が減少し、17億36百万円（同10.9%減）となりました。

スチール機材は、民間設備投資が減少したことや土木工事関連の納入が低位な状況が続きましたことから、外構・街路関連製品などが減少し、11億41百万円（同8.2%減）となりました。

製作金物は、上期における工事が進捗したことによる防災関連製品の納入が進みましたが、下期における工事量の減少が影響し、低位な状況となり、また、建築工事の低下により、建築金物が減少し、外構、街路等景観整備工事も低調な状況が続きましたことから、外構・街路関連製品の減少もあり、32億15百万円（同18.8%減）となりました。

その他鑄造製品は、公共投資が低位ながら、土木需要がやや改善し、建機、機械向け製品も納入先の生産調整から期初より大幅に減少しましたが、年度後半から需要が回復傾向となり、4億3百万円（同13.1%減）となりました。

利益につきましては、感染症拡大が収まらない状況下であって、市場環境の改善が進まなかったことから、需要回復には至らず、売上や生産が低位な状況が続き、収益環境は厳しいものとなりました。その結果、売上総利益は、22億12百万円（同18.1%減）となりました。販売費及び一般管理費につきましては、感染対策など費用負担が一部増加しましたが、全般的に支出が低下しました。その結果、営業利益は1億85百万円（同67.5%減）となりました。営業外損益につきましては、低金利の環境が更に進む状況となり、収益の低い状況が続きました。その結果、経常利益は1億47百万円（同71.9%減）となり、当期純利益は85百万円（同75.7%減）となりました。

製品分類別売上高・生産高

製 品 分 類 別	売 上 高	生 産 高
鋳 鉄 器 材	1,736 ^{百万円}	742 ^{百万円}
ス チ ー ル 機 材	1,141	663
製 作 金 物	3,215	1,864
そ の 他	403	372
合 計	6,496	3,642

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当期中に実施しました設備投資は、切断等機械設備、金型等 2 億34百万円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症への感染防止対策が続けられる中で、国内外ともに、いまだ収束時期の見通しが立たない状況にあり、経済・社会活動への影響が続くことが見込まれ、取り巻く経営環境は予断を許さない状況が続くものと予想されます。経済や社会活動が本格的に回復するにはしばらく時間を要するものと考えられます。建設関連業界におきましても、こうした環境が長期にわたり続いていることから、建設需要やニーズの変化から、新規着工や民間設備投資の先送りや縮小となることも予想されます。こうした厳しい外部環境の長期化に対して、業務の効率化と生産性の向上により、収益力の改善を図り、顧客ニーズに沿った新製品の開発や受注の確保と市場環境の変動に対しても安定供給に努めてまいります。事業継続への防疫対策も整え、収益の確保、改善に取り組んでまいります。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	2017年度 第41期	2018年度 第42期	2019年度 第43期	2020年度 (当 期) 第 44 期
売 上 高	百万円 7,419	百万円 7,315	百万円 7,614	百万円 6,496
当 期 純 利 益	百万円 144	百万円 199	百万円 353	百万円 85
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 金 額	円 101.68	円 140.26	円 248.57	円 60.40
総 資 産	百万円 15,638	百万円 15,701	百万円 15,919	百万円 15,714
純 資 産	百万円 13,676	百万円 13,650	百万円 13,782	百万円 13,663

(注) 2017年10月1日付で普通株式10株を1株に併合しております。第41期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
マイウェア株式会社	千円 10,000	% 100	建材等の販売

(7) 主要な事業内容

製 品 分 類	主 要 製 品
鋳 鉄 器 材	ルーフドレン、マンホール鉄蓋、車止め
スチール機材	スチール製グレーチング
製 作 金 物	ステンレス製グレーチング、クリーンピット、フローアハッチ、EXジョイント免震構造建築用、U字溝用スリットみぞ蓋、カラー舗装用みぞ蓋、たてとい

(8) 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	三 重 県 三 重 郡	東 京 支 店	東 京 都 港 区
大 阪 営 業 所	大 阪 府 大 阪 市	仙 台 営 業 所	宮 城 県 仙 台 市
福 岡 営 業 所	福 岡 県 福 岡 市	朝 日 工 場	三 重 県 三 重 郡

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
242名	10名増

(注) 従業員数には準社員（10名）を含み、パートタイマー（16名）は含まれておりません。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,423,710株（自己株式16,290株を除く）
- (3) 当事業年度末の株主数 564名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
小 林 鑄 造 有 限 会 社	株 375,000	% 26.33
小 林 正 和	315,000	22.12
小 林 昭 三	100,000	7.02
小 林 誠 子	100,000	7.02
小 林 裕 和	100,000	7.02
榑 原 静 枝	45,000	3.16
神 谷 布 左 子	45,000	3.16
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	16,200	1.13
株式会社三菱UFJ銀行	15,600	1.09
株 式 会 社 百 五 銀 行	15,600	1.09

(注) 当社は、自己株式16,290株を保有しておりますが、大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
小 林 昭 三	取締役名誉会長（代表取締役）	
小 林 正 和	取締役会長（代表取締役）	
近 藤 健 治	取締役社長（代表取締役）	マイウェア株式会社代表取締役社長
南 川 智 之	専 務 取 締 役	
福 田 昭 人	常 務 取 締 役	
清 水 竜 生	常務取締役（総合企画室長）	
豊 田 悟 志	常 務 取 締 役	
石 川 文 和	取 締 役（開 発 担 当）	
伊 藤 博 幸	取 締 役（利 益 管 理 担 当）	
山 田 耕 二	取 締 役（営 業 担 当）	
松 田 洋 一	取 締 役（鑄 造 担 当）	
小 林 永 朋	取 締 役（経 営 管 理 室 長）	
水 谷 篤 夫	取 締 役（監 査 等 委 員）	
木 原 昌 弥	取 締 役（監 査 等 委 員）	
山 田 康 之	取 締 役（監 査 等 委 員）	

- (注) 1. 取締役（監査等委員）木原昌弥及び山田康之の両氏は社外取締役であります。なお、当社は木原昌弥氏を、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、名古屋証券取引所に対し届け出ております。
2. 当社は、水谷篤夫氏を常勤監査等委員として選定しております。その理由は、常勤の監査等委員が、取締役会以外の重要な会議等へ出席し、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び公認会計士、内部監査部門等との連携を図ること等により、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
3. 当社は、取締役（監査等委員）木原昌弥及び山田康之の両氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。

(2) 取締役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	12名 (一名)	210,440千円 (一千円)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3名 (2名)	11,820千円 (3,900千円)
合 計 (うち社外取締役)	15名 (2名)	222,260千円 (3,900千円)

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く。)12名の報酬額は、2015年6月26日開催の定時株主総会において月額25,000千円以内と決議しております。
2. 取締役(監査等委員)3名の報酬額は、2015年6月26日開催の定時株主総会において月額2,500千円以内と決議しております。
3. 上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額21,860千円が含まれております。
4. 取締役報酬の決定方針は、経営目標の達成と持続的な企業価値の向上につなげ、役割職責に相応した基本方針に基づき、透明性と公平性を確保し、各役位等を勘案し、取締役会において報酬等を決定することとしており、業績連動報酬は実施しておりません。

<取締役の報酬方針>

- ・取締役個人別の報酬等の額、または算定方法の決定方針。

<取締役の報酬の基本方針>

- ・企業の基本理念・経営ビジョンを実践し、経営目標の達成と持続的な企業価値の向上につながるものとします。
- ・取締役の役割、及び職責に相応しい水準をします。
- ・取締役の報酬は妥当性、透明性と公平性を確保します。

<報酬体系>

- ・当社取締役の報酬は、取締役会規程に基づき、各取締役の報酬を決定します。
- ・各取締役の報酬については、基本方針に基づき、各取締役の役位に応じた報酬体系とし、取締役会において各取締役の報酬の原案を決定します。
- ・取締役の報酬は、固定報酬とします。
- ・取締役に対する報酬等を与える時期は、月ごとの一定日とします。
- ・取締役個人別の報酬額の決定については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長が、その具体的な内容について委任を受けるものとし、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、各々の経営能力、貢献度等を考慮して決定するものとします。

(3) 社外取締役に関する事項

① 当該事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席率	監査等委員会出席率	主な活動状況
社外取締役 (監査等委員)	木原昌弥	100%	100%	主に法令・定款の順守に係わる見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
	山田康之	92.3%	88.9%	主に法令・定款の順守に係わる見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------|----------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額 | 24,000千円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬の額等を明確に区分しておらず、かつ実質的にも区分できませんので、上記の①の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、会社が会計監査人と監査契約を締結する際に、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、会計監査人に対する報酬等の額、監査担当者その他監査契約の内容が適切であるかについて、検証いたしました。

また、監査等委員会は、前述の検証を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認した結果、同意することが相当であると判断いたしました。

(3) 当社に対する会計監査人の対価をとまなう非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合には、監査等委員会の選定した監査等委員が、解任後最初の株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

また会計監査人が、監督官庁から監査業務停止処分を受けるなど、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、監査等委員会は、監査等委員会の決議に基づき、取締役会に対して会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は会計監査人との間に、責任限定契約を締結しておりません。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「事業活動に関わる法令等の順守」及び「資産の保全」という4つの目的を達成するため、内部統制システムの構築をしております。取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制を整備することが、最も重要な経営課題のひとつであることを、取締役はじめ全役職員が認識するとともに、体制の構築を推し進め、株主、取引先、地域社会、従業員から信頼される会社となることを基本方針としております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「倫理法令順守マネジメントシステムの枠組みに関する規程」に基づいた「倫理法令順守マネジメントマニュアル」により、構築すべき倫理法令順守マネジメントシステムの枠組みを示し、倫理法令順守のパフォーマンスを高め、「自浄メカニズム」、「主体的改善メカニズム」がより良く働く組織をつくることを進める。また、法令順守・企業倫理について統一した考えを明確にし、企業責任を果たす行動をとるため、全社員共通、共有の「基本理念・経営ビジョン」に行動指針・規範を明記し、社員の倫理観、道徳観を教育する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する文書等は、「文書管理規程」に従って保存及び管理する。情報の管理については、「情報技術－セキュリティ技術－情報セキュリティマネジメントシステム 要求事項」に基づいた「I SMSマニュアル」により、保有する情報の保全を図る。また、知り得た個人情報については、「個人情報保護マネジメントシステム－要求事項」に従って管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスクマネジメント－原則及び指針」に基づいた「リスクマネジメントマニュアル」により、日常活動を通じてリスクを発見し、それらを適切に処理する。また、リスクマネジメント方針に基づき、システムの運用展開を図ることにより、経営に関わるリスクを全社的視点で合理的かつ最適な方法で管理し、全体最適かつ機動力の高い対応を行う。そして組織が緊急事態に陥った場合、組織の機能を維持し、迅速に復旧できるよう緊急時対策及び復旧対策を計画し、実行していくために、適切なリスクマネジメントの導入を図る。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」等の社内規程を順守するとともに、毎月1回の定例取締役会その他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行を監視する。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社の状況に応じて、当社の社内規程に準じて必要な管理を行うとともに、会計監査人等へ必要な情報を提供し、グループ会社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。また、監査等委員会は会計監査人等と連携を図り、グループ会社全体の管理、監督を適正に行う。

⑥ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従って、直ちに監査等委員会に報告する。当社は、当該報告を行った者に対し、解雇その他いかなる不利益な取扱を行わないことを「公益通報者保護法に関する内部規程」に定め運用している。

⑦ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、「監査等委員会規程」、「監査等委員会監査等基準」に基づいて常勤監査等委員が中心となり、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等から職務執行の状況を聴取し、重要な決裁書類を閲覧するなどにより、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行を監査する。また、監査等委員会は、必要に応じ、弁護士、公認会計士、その他法律・会計の専門家等を活用することができ、その費用は会社が負担するものとする。

(2) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社は、反社会的勢力及びその団体との関係を遮断し排除することが、当社に対する公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性の確保のために不可欠であることを認識し、その対応は総務部が統括部門となり、警察等関係機関、顧問弁護士等と緊密に連携して適切に対応する体制を整備しております。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令順守・企業倫理についての考えを明確にし、企業責任を果たす行動をとるための行動指針・規範を明記した、全社員共通、共有の「基本理念・経営ビジョン」を毎年度更新し、全役職員に配布し、周知徹底をしております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する稟議書、議事録等の文書の管理については、「文書管理規程」等の社内規程等に基づき、適正に保存及び管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスクマネジメントー原則及び指針」に基づき、各部門の責任者が、法令順守やリスク管理についての徹底、指導を行い、日常活動を通じてリスクの早期発見と未然防止に努めております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」等に基づき、月に1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、経営に関する重要事項等の決定を行っております。当期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）における取締役会の開催状況は13回であります。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の社内規程に準じて必要な管理を行うとともに、会計監査人等へ必要な情報を提供しております。

⑥ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制

内部通報制度を設け、法令等の順守をはじめとする問題についての報告や相談に管理本部総務部が応じております。また、報告や相談を行った本人や部署に対する保護を定めており、通報者が不利益を被ることがないような体制を整備しております。

⑦ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査等委員が中心となり取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役等から経営、業績に影響を及ぼす重要な事項等について報告を受けております。また、会計監査人と定期的に会合等を持ち、情報の交換を行っております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

三重県企業防衛対策協議会に加盟し、関係機関とも連携し、反社会的勢力排除に向けた体制を整備しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、1株当たり当期純利益金額を除き、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	12,046,708	流 動 負 債	640,978
現金及び預金	8,329,494	買掛金	266,865
受取手形	184,093	未払金	170,547
電子記録債権	179,246	未払費用	49,808
売掛金	794,577	未払法人税等	53,160
有価証券	1,300,000	前受収益	378
製品	662,756	賞与引当金	58,897
仕掛品	148,187	その他の	41,320
原材料及び貯蔵品	434,019	固 定 負 債	1,410,313
前払費用	9,150	退職給付引当金	315,881
その他の	13,115	役員退職慰労引当金	501,083
貸倒引当金	△7,932	その他の	593,348
固 定 資 産	3,667,678	負 債 合 計	2,051,292
有形固定資産	3,199,636	純 資 産 の 部	
建築物	569,385	株 主 資 本	13,645,390
構築物	60,385	資 本 金	1,820,000
機械及び装置	659,285	資 本 剰 余 金	1,320,000
車両運搬具	24,273	資本準備金	1,320,000
工具、器具及び備品	74,225	利 益 剰 余 金	10,575,219
土地	1,732,878	利益準備金	275,400
建設仮勘定	79,203	その他利益剰余金	10,299,819
無形固定資産	61,583	別 途 積 立 金	9,900,000
ソフトウェア	61,400	繰越利益剰余金	399,819
その他の	182	自 己 株 式	△69,828
投資その他の資産	406,458	評価・換算差額等	17,703
投資有価証券	71,747	その他有価証券評価差額金	17,703
関係会社株式	10,000	純 資 産 合 計	13,663,094
出資金	3,600	負 債 ・ 純 資 産 合 計	15,714,386
長期前払費用	22,689		
繰延税金資産	139,975		
その他の	170,446		
貸倒引当金	△12,000		
資 産 合 計	15,714,386		

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		6,496,808
売 上 原 価		4,284,597
売 上 総 利 益		2,212,211
販売費及び一般管理費		2,027,094
営 業 利 益		185,116
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	868	
有 価 証 券 利 息	393	
受 取 配 当 金	2,135	
不 動 産 賃 貸 料	18,873	
雑 収 入	3,357	25,627
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,406	
売 上 割 引	47,087	
雑 損 失	4,548	63,042
経 常 利 益		147,702
税 引 前 当 期 純 利 益		147,702
法人税、住民税及び事業税	64,544	
法 人 税 等 調 整 額	△2,839	61,704
当 期 純 利 益		85,997

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
当期首残高	1,820,000	1,320,000	1,320,000	275,400	9,900,000	527,378	10,702,778
当期変動額							
剰余金の配当						△213,556	△213,556
当 期 純 利 益						85,997	85,997
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△127,559	△127,559
当期末残高	1,820,000	1,320,000	1,320,000	275,400	9,900,000	399,819	10,575,219

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△69,828	13,772,950	9,516	9,516	13,782,467
当期変動額					
剰余金の配当		△213,556			△213,556
当 期 純 利 益		85,997			85,997
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			8,186	8,186	8,186
当期変動額合計	—	△127,559	8,186	8,186	△119,372
当期末残高	△69,828	13,645,390	17,703	17,703	13,663,094

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるものの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないものの……移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料及び仕掛品……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）……定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 17～50年

機械及び装置 9～10年

無形固定資産（リース資産を除く）……定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……従業員に対する賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、発生時の翌事業年度に全額費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式で処理しております。

表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、重要な会計方針及びその他の注記に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

会計上の見積りに関する注記

たな卸資産の評価について

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
製品	△83,271
仕掛品	△8,506
原材料及び貯蔵品	△67,991

(注) 戻入額相殺後のたな卸資産評価損22,172千円が当事業年度の売上原価に含まれております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

たな卸資産の評価については、正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、評価損を計上しております。また、将来の消費見込み数量又は販売見込み数量を超過するものを過剰在庫として取扱い、必要な評価損を計上しております。正味売却価額及び将来の消費見込み数量並びに将来の販売見込み数量は、期末前の実績に基づき算定しているため、実際の市場における将来の市況悪化又は正味売却価額が当社の見積りより悪化した場合は、追加評価損が必要となる場合があります。

貸借対照表に関する注記

- | | |
|-------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 9,031,305千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権債務 | |
| 短期金銭債権 | 95千円 |

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

3,129千円

営業取引以外の取引高

1,041千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 1,440,000株
2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
普通株式 16,290株
3. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	106,778	75.00	2020年 3月31日	2020年 6月26日
2020年11月6日 取締役会	普通株式	106,778	75.00	2020年 9月30日	2020年 12月8日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2021年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 106,778千円
- ② 1株当たり配当額 75.00円
- ③ 基準日 2021年3月31日
- ④ 効力発生日 2021年6月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞	与	引	当	金	17,622千円				
退	職	給	引	金	94,511千円				
貸	倒	引	当	金	5,963千円				
た	な	卸	資	産	51,138千円				
未	払	事	業	税	5,648千円				
役	員	退	職	慰	労	引	当	金	149,924千円
投	資	有	価	証	券	3,643千円			
減	損	損	失	55,744千円					
そ	の	他	8,167千円						
繰	延	税	金	資	産	小	計	392,363千円	
評	価	性	引	当	額	△249,529千円			
繰	延	税	金	資	産	合	計	142,834千円	

繰延税金負債

そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△2,858千円
繰 延 税 金 負 債 合 計	△2,858千円

繰延税金資産の純額

139,975千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業活動に必要な資金は自己資金を充当しており、銀行借入等による資金調達は行っておりません。

また、余剰資金は安全性の高い金融商品で運用しており、デリバティブはまったく利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券は譲渡性預金であり、発行体の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先金融機関との取引の深耕等に資する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク

当社は、与信管理規程に従い、受取手形、電子記録債権及び売掛金について、取引開始時における信用調査及び実地調査、与信限度額の設定、継続的な与信管理、回収状況の管理等を実施しております。

② 市場リスク

当社は、投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク

当社は、自己資金において十分な流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	8,329,494	8,329,494	—
(2) 受取手形	184,093		
電子記録債権	179,246		
売 掛 金	794,577		
貸倒引当金 (※)	△7,932		
	1,149,985	1,149,985	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	1,345,197	1,345,197	—
資 産 計	10,824,677	10,824,677	—
(1) 買 掛 金	266,865	266,865	—
(2) 未 払 金	170,547	170,547	—
(3) 未払法人税等	53,160	53,160	—
負 債 計	490,573	490,573	—

(※) 受取手形、電子記録債権及び売掛金については、対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、電子記録債権、売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

有価証券につきましては、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券につきましては、時価は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	26,550
関係会社株式	10,000
出資金	3,600

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておらず、関係会社株式及び出資金については、上記表に含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株 当 たり 純 資 産 額 9,596円82銭

1 株当たり当期純利益金額 60円40銭

(注) 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	85,997千円
普通株主に帰属しない金額	一千円
普通株式に係る当期純利益	85,997千円
普通株式の期中平均株式数	1,423,710株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を除き、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月27日

カネソウ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 加 納 俊 平 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カネソウ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第44期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠した当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室及び内部統制所管部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月31日

カネソウ株式会社	監査等委員会
常勤監査等委員	水谷 篤 夫 ㊞
監査等委員	木原 昌 弥 ㊞
監査等委員	山田 康 之 ㊞

(注) 監査等委員木原昌弥及び山田康之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第44期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、また内部留保にも意を用い、次のとおりとさせて頂きたいと存じます。

これにより、中間配当金を含めました当期の配当金は1株につき150円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金75円 総額 106,778,250円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、定款第5章第32条（剰余金の配当等の決定機関）及び第5章第33条（剰余金の配当の基準日）を新設するものであります。これに伴い、現行定款第5章第32条（剰余金の配当の基準日）及び第5章第33条（中間配当）は新定款に変更するため、削除するものであります。

また、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第5章 計算 第31条 (事業年度) (条文省略)	第5章 計算 第31条 (事業年度) (現行どおり)
(新設)	<u>第32条 (剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>
(新設)	<u>第33条 (剰余金の配当の基準日)</u> <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u> <u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u> <u>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>
<u>第32条 (剰余金の配当の基準日)</u> <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31とする。</u>	(削除)
<u>第33条 (中間配当)</u> <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u>	(削除)
第34条 (配当金の除斥期間) (条文省略)	第34条 (配当金の除斥期間) (現行どおり)

第3号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）11名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く。以下、本議案において同じ。）12名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役11名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査等委員会から、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	小 林 昭 三 (1928年3月19日生)	1979年10月 カネソウ株式会社設立 当社代表取締役社長 1998年3月 当社代表取締役会長 2008年3月 当社代表取締役名誉会長（現任）	100,000株
2	小 林 正 和 (1954年10月25日生)	1979年10月 カネソウ株式会社設立 当社専務取締役 1991年3月 当社代表取締役副社長 1998年3月 当社代表取締役社長 2008年3月 当社代表取締役会長（現任）	315,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	近 藤 健 治 (1956年1月2日生)	1979年3月 小林鑄造株式会社（現 カネソウ株式会社）入社 1998年4月 当社製造部長 1998年6月 当社取締役製造部長 1999年6月 当社取締役事業推進部長 2003年9月 当社専務取締役事業推進部長 2004年6月 当社専務取締役事業推進本部長 2006年4月 当社取締役副社長兼営業本部長兼事業推進本部長 2006年5月 当社取締役副社長兼営業本部長兼事業推進本部長兼品質保証部長 2007年6月 当社代表取締役副社長兼営業本部長兼事業推進本部長兼品質保証部長 2008年3月 当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） マイウエア株式会社代表取締役社長	2,767株
4	南 川 智 之 (1958年7月26日生)	1981年3月 小林鑄造株式会社（現 カネソウ株式会社）入社 1998年6月 当社管理部長 2003年9月 当社執行役員経理部長 2004年6月 当社取締役管理本部長兼経理部長 2005年6月 当社常務取締役管理本部長兼経理部長 2006年6月 当社専務取締役管理本部長兼経理部長 2011年6月 当社専務取締役管理本部長 2020年7月 当社専務取締役（現任）	1,220株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	福 田 昭 人 (1960年7月5日生)	1983年3月 当社入社 2009年11月 当社西日本営業部長 2010年6月 当社取締役営業副本部長 2010年8月 当社取締役営業副本部長兼 営業部長 2012年6月 当社常務取締役営業本部長 2013年6月 当社常務取締役営業本部長 兼E Xジョイント事業部長 兼プロジェクト営業部長 2015年10月 当社常務取締役営業本部長 兼E Xジョイント事業部長 2018年6月 当社常務取締役営業本部長 兼O P C 部長兼E Xジョイ ントカンパニー工程管理本 部長 2019年6月 当社常務取締役営業本部長 兼E Xジョイントカンパニ ー工程管理本部長 2020年7月 当社常務取締役（現任）	943株
6	清 水 竜 生 (1964年1月15日生)	1984年3月 当社入社 2004年6月 当社管理部長 2011年6月 当社管理副本部長兼管理部 長 当社取締役管理副本部長兼 管理部長 2013年6月 当社取締役総合企画副本部 長兼総合企画部長 2015年10月 当社取締役総合企画本部長 兼総合企画部長 2016年6月 当社常務取締役総合企画本 部長兼総合企画部長 2020年7月 当社常務取締役（総合企画 室長）（現任）	443株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	豊 田 悟 志 (1965年2月6日生)	1988年3月 当社入社 2009年11月 当社業務部長兼品質保証部長 2011年6月 当社事業推進副本部長兼事業推進3部長兼品質保証部長 当社取締役事業推進副本部長兼事業推進3部長兼品質保証部長 2012年5月 当社取締役事業推進副本部長兼品質保証部長 2013年6月 当社取締役事業推進副本部長 2014年9月 当社取締役事業推進副本部長兼事業推進4部長 2015年6月 当社取締役事業推進副本部長兼品質保証部長 2015年10月 当社取締役事業推進本部長兼品質保証部長 2016年6月 当社常務取締役事業推進本部長兼品質保証部長 2018年1月 当社常務取締役事業推進本部長兼事業推進1部長兼発送部長兼品質保証部長 2018年6月 当社常務取締役事業推進本部長兼事業推進1部長兼品質保証部長 2019年6月 当社常務取締役事業推進本部長兼事業推進1部長兼O P C部長兼品質保証部長 2020年7月 当社常務取締役（現任）	343株
8	石 川 文 和 (1960年10月3日生)	1984年3月 当社入社 2010年8月 当社マーチャンダイジング部長 2015年6月 当社取締役技術副本部長兼マーチャンダイジング部長 2016年1月 当社取締役技術本部長兼提案営業部長 2016年6月 当社取締役技術本部長兼提案営業部長兼製品開発部長 2017年5月 当社取締役技術本部長兼技術部長 2018年6月 当社取締役技術本部長兼技術部長兼E X ジョイントカンパニー技術本部長 2020年7月 当社取締役（開発担当）（現任）	200株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
9	伊 藤 博 幸 (1962年11月19日生)	1985年3月 当社入社 2006年5月 当社設計開発部長 2011年6月 当社技術副本部長兼設計開発部長 当社取締役技術副本部長兼設計開発部長 2012年5月 当社取締役技術副本部長 2013年6月 当社取締役技術副本部長兼品質保証部長 2014年3月 当社取締役技術副本部長兼品質保証部長兼製品開発部長 2015年6月 当社取締役技術本部担当兼製品開発部長 2016年6月 当社取締役E X ジョイント事業部担当 2017年5月 当社取締役E X ジョイント部長 2018年6月 当社取締役E X ジョイントカンパニー工程管理本部原価管理部長 2020年7月 当社取締役（利益管理担当）（現任）	581株
10	松 田 洋 一 (1967年9月8日生)	1991年3月 当社入社 2015年5月 当社鋳物事業本部鋳物事業部長 2018年6月 当社執行役員鋳物事業本部副本部長兼鋳物事業部長 2019年6月 当社取締役鋳物事業本部長兼鋳物事業部長 2020年7月 当社取締役（鋳造担当）（現任）	200株
11	小 林 永 朋 (1989年9月5日生)	2013年4月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行 2018年4月 当社入社 当社執行役員経営管理室長 2020年6月 当社取締役（経営管理室長）（現任）	一株

（注） 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役2名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	山 田 耕 二 (1966年11月26日生)	1990年3月 当社入社 2013年6月 当社東京支店長 2018年3月 当社執行役員営業副本部長兼東日本営業部長兼東京支店長 2019年6月 当社取締役営業副本部長兼東日本営業部長兼東京支店長 2020年7月 当社取締役（営業担当）（現任）	300株
2	木 原 昌 弥 (1945年4月6日生)	1972年4月 株式会社百五銀行入行 1999年6月 同行取締役企画グループアシスタントマネージャー 2001年6月 同行常勤監査役 2008年6月 当社監査役 2015年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 木原昌弥氏は、株式会社百五銀行において取締役及び監査役を歴任し、幅広い知識と経験を有しており、また当社の社外取締役であったことから、当社の事業内容等にも精通しております。これまでの経験等を活かし、客観的・中立的立場から有益な助言を頂き、適切に監査業務を遂行して頂けるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏の当社社外取締役（監査等委員）就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
3. 当社は社外取締役木原昌弥氏を名古屋証券取引所の定める独立役員として届け出ておりますが、同氏が監査等委員である社外取締役に再任された場合、引き続き、独立役員となる予定であります。同氏は当社取引金融機関である株式会社百五銀行の役員経験者ではありますが、当社は無借金経営を行っておりますので、当該銀行が当社の事業活動に多大な影響を与え得る取引関係はないと判断しております。また同氏は、すでに当該銀行を退社しているため、株主の付託を受けた独立機関として、公正・中立な立場を保持しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員と指定しております。
4. 当社は、木原昌弥氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額としており、同氏が再任された場合、同契約を継続する予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
伊藤 恒 生 (1932年12月9日生)	1951年3月 伊藤正信税理士事務所入所 1960年7月 税理士（現任） 1968年5月 行政書士（現任） 1982年5月 社会保険労務士（現任） 1996年7月 伊藤恒生税理士事務所所長 2016年3月 当社監査等委員である取締役	100株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 伊藤恒生氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。同氏は、税理士として税務、会計についての専門的な知識・経験等を有しており、その専門的な知識・経験等を、客観的・中立的立場から有益な助言を頂き、適切に監査業務を遂行して頂けるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。同氏は、過去において当社の監査等委員である社外取締役に就任した経験があり、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
3. 当社は、伊藤恒生氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額としております。

第6号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の決定に基づいております。

また、監査等委員会が五十鈴監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の独立性、専門性、品質管理体制等の観点から監査が適正に行われると評価したことに加えて、会計監査人の交代により新たな視点での監査が期待できることから、適任と判断したものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2021年3月31日現在)

名 称	五十鈴監査法人		
主たる事務所	三重県津市丸の内34番5号		
沿革	1983年5月設立		
概要	構成人員：代表社員・社員（公認会計士）	8名	
	職員（公認会計士）	18名	
	その他	8名	
	合計	34名	

第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任される取締役山田耕二氏に対し、在任中の労に報いるため、当社が定める役員退職慰労金規程に従って退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。

その具体的金額、贈呈の時期及び方法については、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
山 田 耕 二	2019年6月 当社取締役（現任）

第 8 号議案 退任監査等委員である取締役に対し退職慰労金贈呈の件

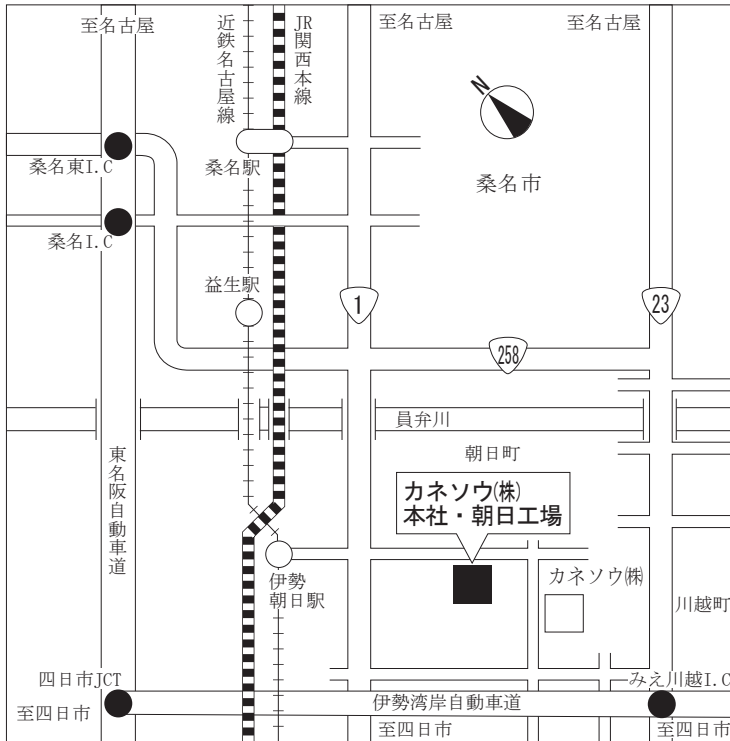
本総会終結の時をもって退任される監査等委員である取締役水谷篤夫氏に対し、在任中の労に報いるため、当社が定める役員退職慰労金規程従って退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期及び方法については、監査等委員である取締役の協議にご一任いただきたいと存じます。

退任監査等委員である取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
水 谷 篤 夫	2019年 6 月 当社取締役（監査等委員） （現任）

以 上

株主総会会場ご案内図



会場 三重県三重郡朝日町大字縄生81番地

当社本社 4 階大会議室

電話 (059) 377—4747

交通 近鉄及びJR「桑名駅」よりタクシー約15分
近鉄「伊勢朝日駅」(準急、普通停車)より徒歩約15分

お車で伊勢湾岸自動車道をご利用の場合は「みえ川越I.C」より約5分、東名阪自動車道をご利用の場合は「桑名I.C」または「桑名東I.C」より約15分